



2023年8月14日

各 位

会 社 名 メディアスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 池谷保彦
(コード：3154 東証プライム)
問合せ先 取締役コーポレート統括本部長 芥川浩之
(TEL：03-6811-2958 ir.m@medius.co.jp)

監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年9月28日開催予定の第14期定時株主総会で承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、同定時株主総会に付議する定款の一部変更及び監査等委員会設置会社へ移行後の取締役候補者を併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、急速なスピードで変化する経営環境に柔軟に対応し、経営体質の強化を図っていくため、組織体制の改正を進めています。監査等委員会設置会社に移行することにより、重要な業務執行の決定権限を取締役会から取締役へ委任し、意思決定・業務執行をさらに迅速化するとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

(2) 移行の時期

2023年9月28日開催予定の第14期定時株主総会において、必要な定款変更等の議案についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

株主総会開催日	2023年9月28日(木)	(予定)
定款変更の効力発生日	2023年9月28日(木)	(予定)

3. 役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

（2023年9月28日開催予定の第14期定時株主総会及び同株主総会終了後の取締役会に付議予定）

氏名	新役職名	現役職名	新任／再任
池谷 保彦	代表取締役社長執行役員	同左	再任
宮地 修平	取締役専務執行役員 プレジデント統括本部長 (株)ミタス 代表取締役社長	同左	再任
芥川 浩之	取締役専務執行役員 コーポレート統括本部長	同左	再任
栗原 勝	取締役専務執行役員 (株)栗原医療器械店 代表取締役社長	同左	再任
住吉 進也	取締役専務執行役員 協和医科器械(株) 代表取締役社長	同左	再任
古木 壽幸	取締役執行役員 メディアソリューション(株) 代表取締役社長	同左	再任

(2) 監査等委員である取締役候補者

（2023年9月28日開催予定の第14期定時株主総会及び同株主総会終了後の監査等委員会に付議予定）

氏名	新役職名	現役職名	新任／再任
山口 光夫	取締役 常勤監査等委員	常勤監査役	再任
武井 宏人	取締役 常勤監査等委員	執行役員 プレジデント統括本部付	新任
武内 秀明	社外取締役 監査等委員	社外監査役	再任
越後 純子	社外取締役 監査等委員	社外取締役	再任
桑原 和明	社外取締役 監査等委員	社外監査役	再任
工藤 浩	社外取締役 監査等委員	社外取締役	再任
船山 範雄	社外取締役 監査等委員	社外取締役	再任
渡部 昭彦	社外取締役 監査等委員	—	新任

【新任取締役（監査等委員）候補者略歴】

武井 宏人（たけい ひろと） 1965年10月20日生

- 1999年 5月 協和医科器械(株)入社
- 2003年 7月 同社経営企画部門長
- 2006年 1月 同社経營業務支援室長
- 2009年 7月 当社経営支援本部長
- 2010年10月 ㈱栗原医療器械店監査役
当社社長室長
- 2012年 8月 ㈱ネットワーク（現：㈱アルバース）取締役
- 2013年 5月 ㈱秋田医科器械店取締役
- 2014年 9月 ㈱ネットワーク（現：㈱アルバース）監査役
㈱秋田医科器械店監査役
- 2015年 9月 当社執行役員（現任）
- 2018年 6月 ㈱ミタス監査役（現任）
- 2019年 2月 ディーセンス(株)（現：㈱アルバース）監査役
石川医療器(株)監査役（現任）
- 2021年10月 ㈱アルバース監査役（現任）
㈱アクティブメディカル監査役（現任）
- 2022年 7月 当社プレジデント本部長兼秘書室長
- 2022年10月 ノアインターナショナル(株)監査役（現任）
- 2023年 7月 当社プレジデント統括本部付（現任）

渡部 昭彦（わたなべ あきひこ） 1956年6月9日生

- 1979年 4月 ㈱日本長期信用銀行（現 ㈱SBI 新生銀行）入行
- 2000年 6月 ㈱日本興業銀行（現 ㈱みずほ銀行）入行
- 2002年10月 ㈱セブン-イレブン・ジャパン入社
- 2006年 4月 楽天証券(株)入社
- 2006年 9月 楽天証券ホールディングス(株)取締役 CFO
- 2006年11月 楽天(株)（現 楽天グループ(株)）執行役員
- 2007年 7月 ヒューマン・アソシエイツ(株)（現 MBK Wellness Holdings(株)）入社
- 2007年 9月 同社 代表取締役社長
- 2008年 6月 ヒューマン・フロンティア(株)（現 ㈱保健同人フロンティア）取締役
- 2011年 9月 AIMS インターナショナルジャパン(株) 代表取締役
- 2013年 6月 ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス(株)（現 MBK Wellness Holdings(株)）代表取締役
- 2016年12月 ㈱A・ヒューマン 取締役
- 2019年 6月 サイコム・ブレインズ(株) 取締役
- 2022年10月 MBK Wellness Holdings(株) 顧問（現任）
- 2022年11月 ㈱PMI パートナーズアドバイザー（現任）
- 2022年12月 楽天証券ホールディングス(株)取締役（現任）

(3) 退任予定監査役

(2023年9月28日開催予定の第14期定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
小林 勝美	監査役
大澤 恒夫	社外監査役
寺井 宏隆	社外監査役

以上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人
第5条～第10条 (条文省略)	第5条～第10条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。	(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u> によって定め、これを公告する。
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
(株式取扱規程) 第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u> において定める株式取扱規程による。
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
(員数) 第19条 当社の取締役は、12名以内とする。	(員数) 第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、8名以内とする。
(新設)	<u>2. 当社の監査等委員である取締役は、10名以内とする。</u>
(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>株主総会において</u> 選任する。	(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u> 選任する。
2. ～3. (条文省略)	2. ～3. (現行どおり)
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	<u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現行定款	変更案
(新設)	3. <u>退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から、代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	2. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) <u>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第25条～第26条 (条文省略) (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第26条～第27条 (現行どおり) (取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。
第28条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第30条～第31条 (条文省略)	第31条～第32条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
(員数) 第32条 <u>当社の監査役は、6名以内とする。</u>	(削除)
(選任方法) 第33条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(任期) 第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
(補欠監査役) 第35条 <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 2. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第33条の規定を準用する。</u> 3. <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 4. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u>	(削除)
(常勤の監査役) 第36条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(常勤の監査等委員) 第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(監査役会の招集) 第37条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(監査等委員会の招集) 第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに監査等委員に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(監査役会規程) 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(監査等委員会規程) 第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(報酬等) 第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第41条～第42条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第36条～第37条</u> (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第43条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第38条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p><u>第44条～第48条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第39条～第43条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p>
	<p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p>